

# 京都さつきNEWS

Vol. 7

京都さつき法律事務所報 第7号 2006(平成18)年1月15日発行  
発行人 京都さつき法律事務所 〒604-0931 京都市中京区河原町二条西入 河ニビル4階  
TEL 075-257-3361 FAX 075-257-3371 E-mail: info@kyoto-satsuki.jp  
編集責任者 山下信子



## 迎春

今年もよろしくお願ひします。



2006年1月

京都さつき法律事務所一同

## 近況・雑感

弁護士 山下信子

### 【内村弁護士来たる】

昨年10月、司法研修所を卒業したばかりの内村弁護士がさつき事務所に入所しました。昨年

5月に独立した平井弁護士の後を埋めてくれています。内村弁護士は、高校時代はハンドボールの選手としてインターハイに出場、大学時代はラグロスの選手として全日本選手権に出場というスポーツマンです。ラグロスは、まだあまり知られていないスポーツだそうで(私も知りません)、要するに、棒の先

に付けた網でボールをやりとりするスポーツ(?)のようです。人権感覚にあふれるさわやかな青年で、刑事事件や少年事件にも積極的に取り組みたいとの決意ですので、事務所の得意分野も広がると思います。若い頭脳とガッツで、さつき事務所の一翼を担ってほしいと期待しています。内村弁護士をよろ



しくお願いいたします。

### 【愛する人の死】

年末は、幼い子どもが犠牲になる痛ましい事件が続きました。私のところにも、事故などで最愛のお子さんや親族を亡くされた方が相談に見えます。死者の無念をはらしたい一念で、ようやく弁護士のところに辿りついた、という方が多いです。「死人に口なし」で立証が困難な事件も多いです。しかし、ともに闘い、事件の真実が見えてくる中で、少しずつ生きる力を取り戻していけることは弁護士にとって喜びです。他方、裁判に勝っても、それは慰謝料など損害の金銭的賠償にすぎず、これが裁判の限界です。それでも、裁判は被害者支援の重要な一翼であると信じ、力を尽くしたいと思っています。

### 【契約書のチェックから見えたこと】

去年は、顧問会社の取引契約書を作成したり、取引相手から締結を求められた契約書をチェックしたりの仕事が激増しました。ようやく不況を脱して経済活動が活発になってきた現れだと感じ、改めて、弁護士は、仕事を通じて世の中の好不況を

目の当たりにするものだと感じます。とは言ってもまだまだ厳しい状況が続いているようです。皆様の事業が安定と発展に向かうことを祈っています。

### 【会社法大改正】

昨年7月に改正された会社法。本当に「大改正」なので、会社経営者や幹部は注意が必要です。会社を相手に交渉をする場合にも注意が必要です。中小零細企業も例外ではありません。

有限会社の新設はできなくなりますし、今まで有限会社であった既存の会社も、商号中に「有限会社」の文字を入れた「株式会社」になります。

最低資本金制度の廃止、現物出資などの検査役の調査を必要としない範囲の拡大、機関設計

の柔軟化がはかれる一方で、機関設計のモデルによって株主の権限が強化される場面がありますし、どのような機関構成かによって社内の意思決定機関や承認手続きが異なってきます。取引にあたっては確認が必要になる場面は増えるでしょう。要注意です。

### 【ダイエット集中コース】

先号でお知らせした、3ヶ月集中ダイエットコース（スポーツジム）。やっぱり挫折しました。3ヶ月のうちたった8回しか通えず、無駄遣いになってしまいました。でもなぜか、体重も体脂肪率も低下。ひきつづき何か身体を動かすことをしたいと思います（←「どうせ続かない」の声）。

## FAQ●よくある質問シリーズ

### 法律顧問とは？

「法律顧問契約を結ぶとどんなメリットがありますか?」、「うちの会社も法律顧問を結んだ方がいい時期に来ているように思うんですが、顧問料はおいくらですか?」、という質問は、よくある質問です。

「法律顧問」とは、弁護士が、顧問の事業者、家族、従業員の法律相談や簡易な文書の鑑定・作成などを顧問料の範囲で行う契約です（個々の事件や調査を要する鑑定や文書の作成は別料金です）。顧問として長くおつきあいすると、その会社の特徴や事業の内容、巻き込まれやすいトラブルがよくわかってくるので、より具体的なアドバイスができる利点があります。経営者や従業員の方も親しく相談できて安心だといわれます。ほとんど相談がなくても、「安心料、保険料やと思えます。」と言ってくださる有りがたい会社もあります。「究極のソフトですね。」と言ってくださった社長がいらっしゃいましたが、まさにまだ「ハード」になっていない段階で、トラブルを未然に防止していく仕事なので、やりがいがあります（責任も重い…）。

顧問料は、事業者が月額5万円～、非事業者が年額6万円～です。  
(山下)

## ごあいさつ

### 弁護士 内村和朝

この度1年6ヶ月の司法修習を終了し、京都さつき法律事務所に入所しました内村和朝と申します。今後ともよろしくお願ひします。

私は、生まれてから小学校の3年まで大阪府枚方市で育ち、その後静岡県富士市（まさに富士山の麓の町です。製紙業で有名な所です。）というところで高校卒業まで過ごしました。その後立教大学に入学し、平成12年に卒業した後、数年間の履歴書の空白期間？を経た後、平



成15年11月に司法試験に合格し、翌平成16年4月司法修習生に採用され、平成17年10月司法修習を終了し、弁護士登録しました。

当事務所に入所したのは、司法修習が京都でしたので、司法修習中から山下弁護士にはお世話になっていたことと、弁護士として旬な時期を迎えている山下弁護士の元で仕事をすれば、自分も勉強になるのではないかと考えたことが大きな理由です。

当事務所の印象についてですが、当事務所は、総勢4名とそれほど大きくはない事務所ですが、その分事件処理を進める上での弁護士相互、弁護士事務局間のコミュニケーションが十分なされており、チームワークがとれている事務所であると思います。

あとはやはり山下弁護士の個

性に負う所が大きいと思います。山下弁護士の仕事ぶりについては、今年の6月まで当事務所で修習していた小屋修習生（私の友人です）が前号において「ある弁護士像」と題するコラムを掲載していましたが、その描写が的確で今手元にある京都さつきニュース6号を見ながら、うんうんと頷きながら原稿を書いている最中です。山下弁護士が生活パターンが朝方なので自然と事務所の活動パターンも朝方になっていると思います。

弁護士としてのスタートを切って2ヶ月余りですが、その責任の重さを痛感しているところです。山下弁護士、平井弁護士にはまだまだ及びませんが、持ち前のフットワークの軽さを生かし、一件一件の事件に丁寧に誠実に取り組んでいきたいと思っています。

まだ、まだ未熟者で至らない点が多くあるかと思いますが、何卒ご指導ご鞭撻の程よろしくお願い申し上げます。

連載  
①

## 裁判員制度

昨今、司法制度改革の名の下、様々法律が制定、改正されるとともに司法制度そのものも大きく変わりつつあります。

とりわけ目につくのは裁判員制度の導入です。裁判員制度とは、国民（選挙権を有する者）中から抽選で裁判員を選定し、事実認定について裁判官と共に評議し、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合には量刑（懲役何年とか）を評決（決定）するという制度です。平成16年5月21日

「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が成立し、公布の日（平成16年5月28日）から5年以内に裁判員制度が実施される予定です。

現在全国各地で裁判員制度についての研究が進められており、京都でも裁判所、検察庁、弁護士会と合同で模擬裁判が実施されたり、KBS京都テレビで「あなたが裁く」と題した番組が放映されたりしました。評決に望む裁判員の心境（悩みや葛

藤）が上手く表現されていてなかなか興味深かったです。

ただ、もし仮に、裁判員に選ばれた場合、人の一生を左右しかねない判断に迫られるわけですから、選ばれた裁判員の負担はかなり大きいでしょう（仕事も休まなければならないでしょうから……）。

そこで気になる裁判員に選ばれる確率ですが、最高裁によると、京都市裁における昨年の裁判員制度対象事件は64件だったとのことです。裁判員制度においては4ないし6人の裁判員制度が選定されますから、計算上、

約250人から360人程の裁判員が毎年選定されることとなります。その他に裁判所に呼び出しを受ける裁判員候補者がこの人

数の数倍いますから、裁判員制度に関与する方は、決して少なくないと感じています。

(内村)

## 事務局のまど

### 親知らず



「親知らず」を抜きました。生えてきたのに気づいたのは1年ほど前なのですが、全く支障がなかったので、放置していました。

ところが、3ヶ月ほど前から、ものを噛むのに違和感が。診てもらったところ、「親知らず」がきれいに真横に向かって伸びてきて、奥歯を押ししている状態。

何で放置したのかといえば、歯医者さんに行ったのは小学校

に上がる前の話。やっぱり怖い。とにかくこのまま置いておけないので、一大決心。抜きに行きました。歯医者さんがごりごりと下準備をしているのが分かる。いよいよ脚がすくむ……と思ったら「無事抜けましたよ」。あっけなく終わってしまいました。あれっ？歯医者さんって痛くないんだ。

その後メンテナンスに通って、むしろ気持ち良いくらい。歯医者さんが好きになりそうです。

### 腑に落ちない…



“チャーリーとチョコレート工場”が今秋映画化されました。鑑賞された方もいるのではないかと思います。かくいう私も勿論劇場へ足を運びました(ジョニーデップの為に)。映画はあの不思議な小説の世界の雰囲気損なっておらず、童心に戻り楽しんで鑑賞しました。

さて小説を読んだ当時を思い出し、他にどんな本を読んだかしたらと、若干の気恥ずかしさを感じながらも図書館の児童書コーナーに足を運んだところ、『これ読んだことある！あ、これも読んだことあるなあ』という風に懐かしさでいっぱいにな

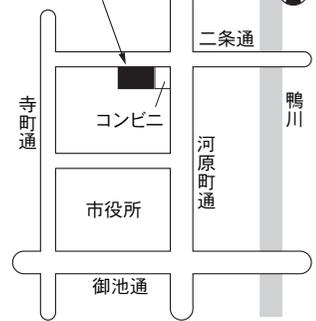
り、ちびっ子達の視線を感じながらも、小脇に絵本や児童小説を抱えコーナーの一角に腰をどっしり下ろし読書モードに。

ふと顔をあげると私の周りに一人の女の子が…もしかしたら私の手元にある本が読みたいのかなと思い話しかけると、『お姉ちゃんこれ読んでくれる？』と一冊の本を差し出しています。驚きつつも、一緒に横に並んで読んであげていると、何人か女の子が集まってきて、次々に本を差し出してきています。困惑しつつも、ええい！と思いきミニ？朗読会に。

一時間位絵本などを読んだ後、『お姉ちゃん、ありがとう』なんてお礼を言われると、とてもあたたかい気持ちになりました。

### 事務所へのアクセス

京都さつき法律事務所  
(河二ビル4階)



河原町通二条の交差点を西に入り、南側2軒目のビルの4階です。コンビニのあるビルの隣、立体駐車場(有料)のあるビルです。

交通機関は、地下鉄東西線又はバス「市役所前」から歩いて5分弱、京阪三条駅から歩いて10分程度。

お車でお越しの際は、事務所専用の駐車場は設けておりませんので、事務所ビルの有料立体駐車場か他の駐車場をご利用ください。

〒604-0931

京都市中京区河原町二条西入る

河二ビル4階

京都さつき法律事務所

電話 075-257-3361

FAX 075-257-3371

### 編集後記

年末ということもあり、今年中に処理せねばと業務の方に集中してしまい、入稿が遅れ、いつも編集を依頼している小国さんにはご迷惑をお掛けしました。

他の事務所の事務所報を見ると、固い話題のものが多くのですが、我がさつきニュースは、適度に力が抜けた紙面構成です(笑)。楽しみにしておられる方も少なからずいらっしゃると思うので、今後も末永く続けていきたいと思ひます。

(内村)

た。でも一人『おばちゃん、ありがとう』と。腑に落ちないのは私だけでしょうか…。